

## <高年齢労働者処遇改善促進助成金>

### 高年齢労働者処遇改善促進助成金とは

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブル（以下、賃金規定等）の増額改定に取り組む事業主に対して支給される助成金です。

支給額	
$(A - B) \times 2 / 3$ （中小企業以外は $1/2$ ）	
A	賃金規定等の改定前の、高年齢雇用継続基本給付金の総額
B	賃金規定等の改定後に、算定対象労働者が受給した高年齢雇用継続基本給付金の総額

支給要件	
①	以下の a と b を算出・比較し、75%以上 であることが確認できる事業主であること
a	すべての算定対象労働者※1 の 60 歳到達時点での 1 時間当たりの毎月決まって支払われる賃金※2
b	賃金規定等を増額改定した後のすべての算定対象労働者の、1 時間当たりの毎月決まって支払われる賃金
②	賃金規定等の改定後の高年齢雇用継続基本給付金の総額が、賃金規定等の改定前よりも減少している事業主であること
③	支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用している事業主であること

※1 算定対象労働者とは、事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給しているすべての労働者のことをいいます。

※2 毎月決まって支払われる賃金とは、基本給 と 諸手当 のことをいいます（労働協約、就業規則 または労働契約等において明示されているものに限る）。諸手当に含むか否かについては以下によって判断されます。

### パンフレット・申請様式・提出先

No.	パンフレット	申請様式	提出先
(1)	<a href="#">【PDF形式 487KB】</a>	<a href="#">【ダウンロードページへ】</a>	ハローワーク山形管轄事業所 【 <a href="#">山形労働局助成金センター</a> 】 ハローワーク山形管轄以外の事業所 【 <a href="#">各 ハローワーク</a> 】